

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成30年8月30日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 議案第17号 宇治市文化財保護委員会委員を委嘱するについて
日程第5 議案第18号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第6 議案第19号 平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
日程第7 議案第20号 平成31年度以降使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書及び平成31年度使用小学校教科用図書の採択について
日程第8 議案第21号 平成30年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

教 育 長	岸 本 文 子
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長	伊 賀 和 彦	副 部 長	山 本 美 絵
参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	市 橋 公 也
教育総務課長	栗 田 益 典	学校教育課長	吉 田 秀 平
一貫教育課長	金 久 洋	源氏物語ミュージアム館長兼歴史資料館長	西 澤 久 美 子

教育総務課副課長	吉川 貴之	生涯学習課副課長	宮本 義典
一貫教育課副課長	渡邊 和孝	一貫教育課総括指導主事	上口 俊幸
歴史資料館主幹	小嶋 正亮	歴史まちづくり推進課文化財保護係長	荒川 忠

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加藤 冬子	教育総務課主任	前田 圭祐
教育総務課主事	奥田 峻也		

開 会 (午後5時30分)

○**開会宣言** 教育長が8月教育委員会定例会の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 文教福祉常任委員会について (平成30年8月9日)
- (2) 公民館の今後のあり方について
- (3) ワールドマスターズゲームズ2021関西フライングディスク (アルティメット) の開催について
- (4) 歴史資料館 特別展について
- (5) 「要望書」等について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

[説明]

(1) 文教福祉常任委員会について (平成30年8月9日)

① コンクリートブロック塀の対応状況について

委員より、「ひび割れや劣化があるコンクリートブロック塀で、まだ対応してない箇所はあるのか」という質問があった。これについて、「基本的には全て撤去を行うが、隣地との関係で対応ができない箇所もある。それ以外は、全て撤去を行っていく」と回答した。

他に、「撤去後、どのようなフェンスを取り付けるのか、またいつ頃終了するのか」との質問に対し、「フェンスはメッシュが基本で、終了時期については出来る限り早く対応をしていく」と回答した。

また、「建築基準法の12条点検について、日頃の点検でブロック塀に関して見落としがあるのか」との意見があり、「点検項目はあるが、そこまで詳しい点検はしてない」と回答した。

他に、「通学路の危険な場所について、教育委員会は調査しないのか」との意見があり、「今まで通り、学校・地域・保護者を含めてお願いをしていく」と回答した。

② 不登校児童生徒自立支援教室（u j i ふれあい教室）の活動場所変更について

2学期以降は、「青少年指導センター」から「生涯学習センター」へ活動場所を変更する旨を伝えた。委員からは、対象人数や児童生徒への配慮等の質問があった。

[質 疑]

[委 員] コンクリートブロック塀の対応状況についてだが、通学路に関して、今後の調査や対応を行う予定はあるのか。また、調査後の報告予定はあるのか。

[事務局] 通学路にあるコンクリートブロック塀については、保護者等から学校へ危険箇所の情報が寄せられており、市教委にも情報が寄せられている。学校と市教委で情報共有し、状況を把握していく。また、コンクリートブロック塀に限らず、防犯等の観点を含め通学路の点検報告を行うよう文科省から要請があり、学校に再度、調査や情報収集を行っているところである。報告内容については、今のところ検討中である。

(2) 公民館の今後のあり方について

昨日行われた生涯学習審議会で、事務局案「公民館の今後のあり方について（案）」資料をもとに説明をさせていただいた。概要は次のとおりである。

事務局案「公民館の今後のあり方について（案）」の構成は、「Ⅰ経緯・歴史」、「Ⅱ現状・課題」、そして「Ⅲ公民館の今後のあり方について」となっている。

「Ⅰ経緯・歴史」では、宇治市政が施行された平成26年の翌年の27年、宇治市公民館条例を制定し、公民館分館を設置した。昭和40年に宇治市公民館を開設し、昭和53年には市民会館に宇治市公民館が併設された。その後、木幡公民館、小倉公民館、中央公民館、広野公民館が順次開館した。一方で、分館は平成5年までに全館が廃止され、その翌年に、生涯学習センターが開所された。

公民館をめぐる国の動向については、公民館が社会教育法に基づいた社会教育施設となって以来、社会教育施設を整備するための補助金の交付や、社会教育指導員報酬など公民館活動を支える制度が整備されてきた。

しかし、平成9年に社会教育施設整備費補助金、翌年には社会教育指導員報酬の国庫補助が廃止になる。平成25年には、ソフト事業を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」委託事業へと、方向転換したのである。

次に、「Ⅱ現状・課題」についての要点は、公民館では利用者の多くは、近くにお住まいの方で地域性が高く、事業実施の際にも公民館とともに企画運営するなど、利用者との関わり度合いが大きい。生涯学習センターでは、市内全域から参加者が訪れる傾向にあり、施設の利用者と施設側のつながり具合に差がある。

社会教育法において公民館について記載されているのは主に第20条の目的、第22条の公民館の事業、第23条の公民館の運営方針、第27条の公民館の職員である。

宇治市の公民館の課題については、登録サークルメンバーの高齢化や利用者の固定化等8点を挙げている。

「Ⅲ公民館の今後のあり方について」は、事務局案の「公民館の役割（案）」で「人を育てる」「人をつなぐ」「社会還元を支援する」「学びの場をつくる」の4点を提示している。

他に参考として、公民館以外の主な市民が活動できる施設や、各公民館の開館時間、利用人数（平成29年度）などを事務局案「公民館の今後のあり方について（案）」の構成の最後に載せている。

[質 疑]

[委 員] 生涯学習審議会の委員から、どのような意見があったのか。

[事務局] 委員からは、「地域の人材を育てるためには、コーディネーターが必要である」「学習の拠点は身近にあってほしい、今ある施設は継続を希望する」「今ある社会資源の連携を図るネットワークを作ってはどうか、また主催事業のお知らせの方法について、もっと上手な伝達方法があるのではないか」「子どもたちは大人から丁寧に学べて、学校とは違った貴重な場となる。その経験を持って育てば、将来ボランティアなど社会貢献へ関わることに繋がると思う」等の意見をいただいた。

他に、「使用料の有料化は必要だが、誰にでも貸すのではなく、生涯学習・社会教育を利用目的とする場合に限る」「戦後からの理念に固定せず、市民活動センターといった現代にあった公民館に変化しなければならない」との意見もいただいた。

[委 員] 利用目的・使用料について、以前、教育委員会で、活動の種類によって、有料ないし一部有料ということを検討する意見が出ていたが、生涯学習審議会でもそういう主旨の意見があったのか。

[事務局] 趣味的なサークルについては、有料化を考えていくべきではと意見があったが、一方で子どもが使用する場合は無料であってほしい。また、主催事業の中でも内容によって料金の有無を考慮しなければならないとの意見もあった。

[委員] 宇治市の公民館の課題について、公民館の役割の周知不足のことや、現体制では社会還元へ導く指導・育成まで手が回らないと、体制や人の課題が挙がっているが、審議会で意見はあったのか。

[事務局] 複数の委員から「社会還元と言われるが、個人での学び、やる気だけでは社会還元は難しい。コーディネートできる人が必要ではないか。それは、行政だけがするのではなく、地域の方がコーディネーターになれるような仕掛け作りが必要ではないか」との意見をいただいた。

[委員] 昨日の審議会の議論について、事務局として現時点で何か考えはあるのか。

[事務局] 日頃から、公民館やコミュニティセンターなど市内の公共施設を利用している委員、逆に利用していない委員、また大学の先生で学識経験のある委員と、いろんな視点から意見をいただいた。そして、具体的な公民館の利用法の提案など、活発な議論が交わされた。

今後、審議会を通して教育振興基本計画・宇治市第5次総合計画・公共施設等総合管理計画といった関連計画の趣旨を踏まえながら、事務局として、考え方を取りまとめていきたいと考えている。

(3) ワールドマスターズゲームズ2021関西フライングディスク（アルティメット）の開催について

ワールドマスターズゲームズ2021関西において、オープン競技としての開催が予定されていたフライングディスクについて、公式競技として開催されることとなった。

大会名はワールドマスターズゲームズ2021関西、開催期間は2021年5月14日から30日の間で、競技名はフライングディスク、種目はアルティメットである。競技日程については、開催期間のうち6日間程度を調整しており、競技会場は、京都府立山城総合運動公園での開催を予定している。

ワールドマスターズゲームズとは、国際マスターズゲームズ協会が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会のことである。フライングディスクとは、プラスチック製ディスクとその優れた飛行特性を生かして生み出された11種目を総称する一般名称のことである。アルティメットとは、フィールドでフライングディスクを落とさずにパスをして運び、コート両端のエンドゾーン内でディスクをキャッチすれば得点となるスポーツのことである。

関連のイベントでは、8月18日（土）にみんなのスポーツ1000言（せんげん）キックオフセレモニーが平安神宮で開催され、関西空港でもイベントが催された。8月24日（金）には決起大会が行われ、宇治市でフライングディスクが開催されることが資料等で触れられている。

(4) 歴史資料館 特別展について

今年は、明治150年にあたることから、幕末から明治にかけての宇治をはじめとする、

京都名所を描いた銅版画をテーマに特別展を開催する。

幕末期、銅版画は京土産のひとつとして定着し、初代玄々堂松本保居、二代玄々堂松田緑山、岡田春燈斎らを輩出し、多くの作品が制作された。浮世絵の名で親しまれている、カラフルな多色刷り木版画の全盛期にあつて、その対極にあるモノクロの線画と、どこか異国情緒をただよわせる画面により珍重された。

展覧会では、京名所を中心に、銅版画や銅版技術を活かした作品について、幕末、明治、それぞれの時代の特徴をわかりやすく展示する。

会期は、9月29日（土）から11月18日（日）、開催日数は45日間である。あわせて約200点の図版を収録する展覧会図録も作成、販売する。期間中には、記念講演会やギャラリートークを、展覧会に関連したテーマで開催する。

（5）「要望書」等について

8月24日、笠取第二小学校育友会会長、教育後援会会長、炭山地区区長、二尾地区区長、池尾地区区長の連盟による「平成30年度 笠取第二小学校児童生徒に関する要望書」を受け取った。

内容は、通学路の安全確保、笠二っ子クラブの充実、校舎外壁補修及び塗装についての要望である。

（6）宇治市教育委員会後援事業について

宇治市社会福祉協議会主催の「2018宇治福祉まつり」他12件、計13件の事業について後援した。また、宇治市体育振興会連合会主催の「平成30年度宇治市体育振興会連合会 第3回交流ボウリング大会」について共催した。

○日程第4 議案第17号 宇治市文化財保護委員会委員を委嘱するについて

[説明] 本議案は、本市に所在する文化財について、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定及び保護顕彰、並びに活用に関して答申し、また文化財の保護と活用に関して必要な事柄を建議していただくために設置されたものである。

今回、委員の任期満了に伴い、再度委員8名を平成30年9月1日から2年任期で委嘱するものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第5** 議案第18号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説明] 本議案は、平成31年度からの東宇治幼稚園における3年保育事業の試行実施及び平成31年度市立幼稚園園児募集にて大久保幼稚園の4歳児募集を停止することに伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容は、大久保幼稚園の4歳児の定員設定をなくし、東宇治幼稚園の3歳児の定員を新設するとともに、入園資格を満4歳から満3歳に、保育年限を2年から3年に変更し、併せてその他字句の整理等を図るものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第6** 議案第19号 平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

[説明] 小・中学校の特別支援学級において当該学年用検定教科書を使用することが適当でない場合、学校教育法附則第9条の規定により、下学年の検定教科書やその他一般図書を教科用図書として採択することができることとなっている。

また、採択そのもの手続きについては、学校教育法第34条第1項に基づく教科用図書と異なり、設置者責任による独自採択となる。

本議案は、平成31年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、「一般図書採択一覧表」の図書を採択したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき、議決を求めるものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第7** 議案第20号 平成31年度以降使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書及び平成31年度使用小学校教科用図書の採択について

て

[説明] 本議案は、平成31年度以降、中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書及び平成31年度使用小学校教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項の規定に基づき、去る7月19日開催の山城教科用図書採択地区協議会における協議結果を受け、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項、及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

なお、小学校の教科用図書については、平成32年度の新学習指導要領全面実施に伴い、来年度に改めて採択することから、今回は平成31年度に限り使用される教科用図書となる。

山城教科用図書採択地区協議会では、採択する教科用図書の協議を行うにあたり、意見を広く聴取するために教科用図書の見本を順次展示する巡回展示を実施している。

本市でも6月4日から7月4日までの間、市内小・中学校それぞれ4校と市役所6階において教科用図書の見本を展示し、148名の閲覧と132件の意見書の提出を受けている。

これらの意見を含む山城地域全体の意見も踏まえて協議された結果、中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書として、新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の具現化に向け、「考え議論する道徳」とするために資料の内容が適していると考えられること、また、「道徳ノート」など若手教員にとって指導しやすいように配慮されていることから、廣済堂あかつき株式会社が選定された。

小学校教科用図書について、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったことから、各教科とも現行のまま採択された。

事務局として、山城教科用図書採択地区協議会における調査員の報告内容により協議され、選定された教科用図書の結果どおり採択することが適切であると判断し、提案するものである。

[質疑]

[委員] 先日、8社の道徳の教科書を見比べさせていただいたが、山城教科用図書採択地区協議会は、どのような基準や観点で行われたのか。加えて、山城地区ということで、特に大切にされた視点はあるのか。

[事務局] 採択基準としては、3点が挙げられる。

まず、学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていることで、観点は「全体としての特徴や創意工夫」である。

次に、内容や構成が学習指導を進める上で適切であることで、観点は

「道徳的諸価値についての理解を深めるための工夫」、「物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めるための工夫」、「児童が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮」、「情報モラルと現代的な課題の取り扱い」、「他の教科等との関連」である。

最後に、使用上の便宜が工夫されていることで、観点は「表記・表現の工夫」である。

また、山城教科用図書採択地区協議会では、山城地区の児童生徒にとって最も適切な教科用図書を採択するため、「若手教員でも授業で使いやすいこと」、「公教育として多種多様な意見が反映されており、公平性が担保されていること」、「児童生徒が主体的・対話的に学習に取り組みやすくなっていること」の3つの視点を重視し、検討・協議が行われた。

[委員] 山城教科用図書採択地区協議会の協議結果には、現場の教職員の意見は反映されているのか。

[事務局] 山城教科用図書採択地区協議会では、宇治地区を含めた5ブロックから、現役の教員を調査員に委嘱して、教科書の調査研究と話し合いが、5回にわたって行われた。

採択委員は、調査員の代表から、その調査結果の報告を協議会で聞いた上で協議を行ったことから、教職員の意見は反映されているものと考えられる。

[委員] 中学校「特別の教科 道徳」に関して、法定展示や巡回展示という形で市民の方々にも教科書の展示がされ、多くの意見が寄せられたと言うことだが、寄せられた意見は協議結果に反映されているのか。

[事務局] 山城地域で法定展示、巡回展示、いずれかの教科書展示で閲覧し、意見書を提出された数は112件となっている。また、宇治市で行った巡回展示では、34名が閲覧され、意見書の提出は30件となっている。

寄せられた意見を集約したものが、山城教科用図書採択地区協議会の資料の一つとされたことで、協議会に寄せられた意見も参考にしながら検討されたものと考えている。

[委員] 山城教科用図書採択地区協議会で、選定にあたって議論の中心になったのは、どのようなことか。

[事務局] 若手教員にとって使いやすいものはどのようなものか、例えば、8社中2社が作っているノートは有効であるのか。また、評価を行うにあたって、ノートは活用できるのか、というような指導する教員側の視点に立った議論、さらに、生徒が考え、議論するために適した資料であるかどうか、いわゆる教科書の内容について、学習する生徒の立場になっての議論がされた。

[委員] 2社にはノートがあるということだが、両者に何か違いはあるのか。また、どのような部分が評価されたのか。授業で使用するとすると、どの程

度活用するものなのか。毎時間必ずノートを使うのか。

[事務局] 2社のノートには、それぞれ特徴がある。1社のノートは、教材とリンクしており、基本発問、中心発問と同じ質問がワークシートに載せられている。教師が他の基本発問を考えると、新たなワークシートを用意することが必要となる。

一方、もう1社のノートは、文部科学省作成の「心のノート」のように、自分を振り返ることにつなげていくことができるように作成されている。全ての時間に使うことは必要ないが、振り返りの中で、学びを深めるということに活用ができるものと考えられる。

[委員] 生徒にとって、考え、議論するために適した資料、いわゆる教科書の内容について、どのように評価されたのか。

[事務局] 一つの教材、資料において、複数の内容項目に関わる指導方法が考えられる。その際、見る視点によって、多様な内容項目をおさえることができる資料の持っている力というものが大切となる。この資料の持っている力となると、これまで受け継がれてきている名作と言われるものになり、定番の教材というのは大きなポイントになるとの議論であった。

[委員] 情報モラルや、いじめなど現代的な課題の取り扱い、また、ユニバーサルデザインのような支援の必要な生徒への配慮など、特徴的なところはあったのか。

[事務局] 8社いずれの出版社も、情報モラルや、いじめ、社会参画、国際理解などをテーマとして、資料が学年の発達段階に応じて配置されているところである。また、色使いに配慮したり、漢字のルビ、読みやすいフォントを使用したりするなど、工夫した紙面構成がされているところである。

[委員] 山城教科用図書採択地区協議会で、平成31年度以降使用の中学校「特別の教科 道徳」教科用図書として、廣済堂あかつき株式会社が選定されたとのことだが、それはどのような理由からなのか。

[事務局] 一つめに、名作や定番教材と言われる資料が多いが、現代的な課題を扱っている資料も入っており、バランスよく学習に対応できるようになっていることである。

二つめに、別冊の道徳ノートは、ワークシートではなく、文部科学省の「心のノート」のように自分を振り返ることに活用することができ、指導する教員が工夫しやすいと考えられることである。

以上の2点を踏まえて、主体的で対話的に学ぶということが非常に重要視されており、学び合いをする中で、生徒が高まり合っていくことを求める上では、「廣済堂あかつき株式会社」が望ましいと結論づけられた。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第 8** 議案第 2 1 号 平成 3 0 年 9 月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取
について

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、平成 3 0 年 9 月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき、宇治市長から 8 月 2 3 日付けで意見を聴取されているものである。提案議案は、「平成 3 0 年度宇治市一般会計補正予算（第 3 号及び第 4 号）」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

「平成 3 0 年度宇治市一般会計補正予算（第 3 号）」については、平成 3 0 年 6 月 1 8 日の大阪北部地震を受け、公立学校施設についてはブロック塀の撤去等の対応を行ったところであるが、私立幼稚園等に対しても同様に、園児等の安全確保を図るため、ブロック塀等の撤去などに要する経費を助成するため、幼稚園緊急安全対策事業費に 4 0 0 万円を追加するものである。

補助対象となる経費については、敷地内に設置されているブロック塀等の撤去並びに代替フェンスの設置または、補強に要する経費であり、2 分の 1 の補助率となる。

次に「平成 3 0 年度宇治市一般会計補正予算（第 4 号）」については、小学校就学援助費のうち、これまで小学校入学後に支給していた、新入学児童生徒学用品費等を小学校入学前に支給するのに要する経費について、5 8 0 万円の補正予算を計上するものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が 8 月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後 6 時 2 0 分)